

第1章 環境報告書の基本的機能と普及促進のあり方

1. 環境報告書の基本的機能とそのための必要条件

社会経済活動における直接・間接の環境負荷発生について主要な部分を占めている事業者は、人類及び全生命の共有財産としての「環境」について、どのような環境負荷を発生させ、これをどのように低減しようとしているのか、どのように環境保全への取組を行っているのかなどを社会に対して公表、説明する責任＝説明責任がある。

本検討会においては、事業者が、環境コミュニケーションを促進し、環境保全に関する説明責任を果たしていくために、自らの環境保全に関する取組方針、取組内容、取組実績、将来の目標、環境への負荷の状況等を体系的に取りまとめ、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するとともに誓約する取組を「環境報告(Environmental Reporting)」、その媒体の一つを「環境報告書(Environmental Report)」として定義した。

このような環境報告書には、外部(社会的)機能と、事業者自身の環境保全への取組を促進させる内部機能の二つの基本的機能があり、事業者の自主的な環境保全活動を推進する上できわめて重要な役割を果たすものである。

外部機能には、次の三つがあり、

事業者と社会との環境コミュニケーションツール

事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示ツール

事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー(誓約と評価)による環境保全活動推進ツール

内部機能には、次の二つがある。

事業者自身の環境保全に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのためのツール

経営者や従業員の意識付け、行動促進のためのツール

こうした環境報告書の基本的機能が十分に発揮されるためには、全て(大多数)の事業者が環境報告書を作成・公表することが重要であることはもちろん、環境報告書の記載情報が正確であるとともに、環境報告書が事業活動の状況や方向性を正しく反映していること、すなわち、環境報告書のさらなる普及と比較可能性及び信頼性の確保の同時達成が必要である。

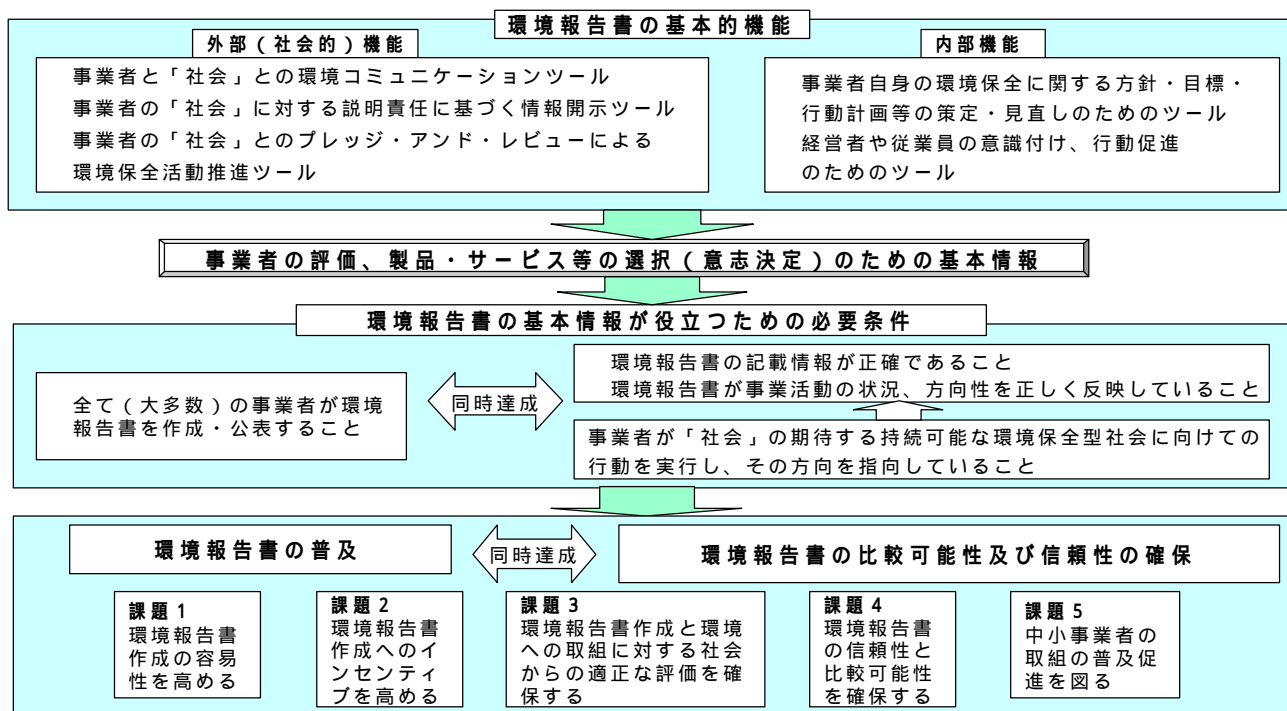
ここで想定される環境報告書の比較可能性の確保とは、比較評価そのものではない。環境報告書に開示された情報を加工し評価、判断を下すことは、利害関係者がそれぞれの目的に基づいて行うものである。本報告書での比較可能性とは、環境報告書に記載された項目が、その社会的に合意された作成の基準による共通のもので

あるとともに、情報自体が作成の基準に則って把握集計されるなど、利害関係者が評価を行うための前提となる情報の種類や集計方法について、共通の基盤が整備されることをいう。

加えて、このような共通の基盤を整備するに当たっては、環境報告書の対象範囲が自社のみか企業グループ全体かどうか、あるいは業種や経営形態が異なれば、単純な比較及び評価が困難であることを念頭におき、利害関係者にとって誤解のないように取り組む必要がある。

また、環境報告書の信頼性の確保とは、事業者が社会の期待する持続可能な環境保全型社会に向けての行動を実行し、かつその方向を指向しており、環境報告書がそのような事業活動の状況、方向性を正しく反映しているとともに、環境報告書の記載情報が、環境報告書作成の基準に則って作成され、その情報が一定の条件の下で間違いのない正確なものであることをいう。

図1 環境報告書の基本的機能とそのための必要条件



2 . 環境報告の普及のあり方

環境情報開示のための主要な媒体として、環境報告書が社会に広く利用されている。すなわち環境報告書は、利害関係者が環境報告書の情報を比較検討し自己の行動の意思決定に役立てる、事業者の環境経営の状況を知る、事業者の環境保全への取組、特に自らが関心のある分野についての取組の状況を知る等、不特定多数の利害関係者に利用されるものである。そのため、このような環境報告書を作成する事業者は、利害関係者の判断等を誤らせないように正確な環境情報を発信する責任（環境情報の発信者としての責任）がある。

諸外国では、環境報告書等における環境情報の開示を促進するために、事業者に対し自主的な取組の普及を目指すのではなく、上場事業者や相対的に環境負荷の大きい事業者を対象に、事業者の環境に関する説明責任を強化するとともに、環境マネジメントシステム導入の促進などを目的として、環境報告書等による事業者の環境情報の開示を法律等により義務化する動きが拡大しつつあり、こうした流れの中で、開示された環境情報について、第三者のレビューによる比較可能性と信頼性の向上に向けた取組も進展しつつある（資料2参照）。

一方、我が国においては、これまで環境報告書が事業者の自主的な取組により発展してきていること、環境報告書の実務がいまだ発展途上にあること等に鑑み、仮に将来的には環境情報開示の義務化を目指すにしても、国際的な動向にも注視しつつ、まずは自主的な取組による一層の普及を図ることが重要であると考えられる。

今後、自主的な取組の推進を図っていく場合においては、環境報告書の作成・公表事業者数のさらなる増加と、その比較可能性及び信頼性の確保による質の向上という二つの課題を同時達成していくことが求められている。特に、環境報告書の比較可能性と信頼性を向上させることにより環境報告書に記載された情報の価値が向上し、環境報告書を通じて事業者への適正な評価が可能となる。それに伴い、積極的に環境経営に取り組んでいこうとする事業者にとって大きな推進力が得られることとなり、その結果、環境報告書のさらなる普及が進むと期待される。

3 . 環境報告書に記載された情報の比較可能性及び信頼性の向上

（1）比較可能性及び信頼性の向上のための取組の現状

環境報告書の比較可能性及び信頼性の向上を図るため、事業者や NPO 等においても様々な自主的な取組が行われ、一定の効果をあげている。環境報告書の比較可能性及び信頼性を向上させていくため、以下に示すような取組が実施されている。

ア 第三者レビュー

環境報告書を作成する事業者以外の主体（第三者）が、環境報告書の記載情報やその背景にある取組内容についての意見を表明（レビュー）し、環境報告書に掲載する取組であり、第三者が比較可能性や信頼性をレビューする。

イ 内部管理の徹底

事業者内部の環境マネジメントシステムを徹底し、内部監査等を厳格に行う取組であり、事業者自身が情報の比較可能性や信頼性をレビューする。

ウ 内部監査基準や環境報告書作成の基準等の公開

事業者自身が、その内部監査の基準や環境報告書作成の基準等を公開する取組であり、特に環境報告書の作成の基準が明らかにされれば、外部の第三者がそれに基づいてレビューを行うことも可能となる。

エ 双方向コミュニケーション手法の組込

環境報告書の記載情報や環境保全への取組について、事業者が問い合わせ窓口を設けて、利害関係者からの質問や意見を受け付け、これに回答する取組であり、利害関係者等による座談会を開催し、その概要を環境報告書に掲載する事例もある。

オ NGO、NPOとの連携による環境報告書の作成

環境報告書の企画、製作段階に NGO、NPO のスタッフが直接関わり、事業者との一種の共同作業により環境報告書を作成する取組であり、連携のあり方には単に意見交換を行うものから、記載情報のチェックを行うもの等、様々な内容がある。

カ 社会的に合意された環境報告書作成の基準への準拠

環境報告書の作成に関するガイドラインとしては「環境省：環境報告書ガイドライン」、「グローバル・リポーティング・イニシアチブ（GRI）：サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」等⁵、複数存在している。いまだ社会的に合意された作成の基準はないが、可能な限りこれらの中立的に定められたガイドラインに準拠して環境報告書を作成する試みがなされている。

⁵ GRI ガイドラインについては<http://www.globalreporting.org/GRIGuidelines/index.htm>を参照。この他に、経済産業省の「ステークホルダー重視による環境リポーティングガイドライン 2001」もある。詳細はhttp://www.meti.go.jp/policy/eco_business/index.htmlを参照。

(2) 比較可能性と信頼性の向上に当たっての課題

このように様々な取組が実施されているが、現状では、比較可能性については、環境報告書に関するガイドラインが複数するため、その記載内容や解釈の仕方は自由である。また、環境報告書の作成に当たって準拠すべき社会的に合意された共通の基準が存在せず、比較可能性を確保するための十分な共通基盤が確立されているとは言えない状況にある。

さらに、信頼性については、利害関係者が環境報告書に記載された情報の正確性を自ら確認することは困難であることから、第三者が利害関係者に代わって情報の正確性をチェックすることが、環境報告書の信頼性を高める有力な手段の一つとして考えられ、自主的に第三者レビューを受ける事業者が増加している。しかし、社会的に合意された第三者レビューの基準は存在せず、正確性について事業者ごとに独自の集計過程を確認するだけである等、その手続や報告のあり方についてはいまだ十分な共通基盤が確立していない。このため第三者レビューの結果（結論）について、利害関係者に理解されにくく、第三者レビューの実施そのものに対して適正な評価が得られていない側面が見受けられる。

このように、客観的な形で環境報告書の比較可能性と信頼性の一層の向上を図るためには、現在の状況では不十分であると考えられる。環境報告書の比較可能性と信頼性を向上させていくためには、多様な環境報告書の情報について一定の整理を図り、利害関係者が容易に理解できるようにすることが必要であるとともに、記載された情報の正確性については重要な虚偽記載（脱漏を含む）がないと客観的な形で信頼して利用できるようにしていくことが望ましいと考えられる。

4. 共通基盤の構築のための具体的方策

このような状況を踏まえると、前節（1）に示したように様々な方策が考えられるが、これらの中では、第三者レビューの方策が、客観的な形で環境報告書の比較可能性及び信頼性を確保する観点から有効性の高いものであると考えられ、実際にも第三者レビューの取組が数多くの事業者により行われている。

また、環境報告書に記載された情報及びその背景にある環境経営の取組は多様であり、これを理解するためには一定の専門性が求められるが、環境経営等に関する専門的知識や判断能力を有する第三者が、事業者と利害関係者の間のいわば通訳者（インタープリター）となり、事業者の環境経営の取組を評価し、コメントすることも、環境報告書の比較可能性や信頼性を高める有力な手段の一つとして考えられる。

こうしたことにより、本検討会において第三者レビューが、環境報告書の比較可能性と信頼性を高める上で、極めて有効性の高い手段であると考えられることが合意さ

れたが、一方で、現状においては社会的に合意された第三者レビューの基準等が存在しないため、その効果が十分に発揮されておらず、第三者レビューを受けている事業者及び第三者レビューの実施者の双方が、基準等の策定の必要性を認識していることが確認された。

図2 環境報告書の第三者レビューが果たす役割

